

店頭外国為替証拠金取引約款

(本約款の目的)

店頭外国為替証拠金取引約款（以下、「本約款」という）は、セントラル短資FX株式会社（以下、「当社」という）とお客さまの間で行う、店頭外国為替証拠金取引の権利義務関係および両者がともに従うべき条件を定めるものです。お客さまと当社とは、別途定める「店頭外国為替証拠金取引説明書」および「取引規定」ならびに「取引要綱」（以下、「取引規定等」という）に規定する取扱通貨ペア、証拠金率等により取引するものとします。

お客さまは当社から説明を受けた、金融商品取引法（以下、「金商法」という）第2条第22項第1号に定める店頭デリバティブ取引、特に「店頭外国為替証拠金取引」の特徴、取引の仕組み等取引に関する内容を十分にご理解の上、お客さまの判断と責任において取引を行っていただくものとします。

第1条（取引口座）

お客さまは、取引を行うに際し店頭外国為替証拠金取引口座(以下、「取引口座」という)を開設するものとします。取引口座の開設において、金商法その他の関係法令および一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守するとともに、本約款に掲げる事項を承諾し、これを証するため、別途店頭外国為替証拠金取引に関する口座設定確認書を差し入れるものとします。

2. 取引口座は、お客さまが当社との間で行う取引証拠金につき、各「取引規定等」に定める証拠金率等を管理するものとします。
3. 取引証拠金のお客さまへのお支払いは、原則としてお客さまの個別指示によってのみ行えるものとします。ただし、本約款に別段の定めがある場合を除きます。
4. 取引口座は、各商品に原則一名義一口座の設定とします。

第2条（最終決済）

お客さまが当社と行う取引の当初決済日は、銀行間市場の慣行に準じ、決済日を取引約定日の原則2営業日後とする外国為替先渡取引（スポット取引）としますが、通貨ペアによって約定日と決済日の間隔が異なる場合があるため、詳細は各「取引規定等」に定めるものとします。また、その「最終決済」方法は、お客さまの指定するところに従い、「差金決済」または「受渡決済」のいずれかによるものとし、その処理については、本項各号の定めによるものとします。

- (1) 「差金決済」による最終決済とは、売買が相殺方向にある同一通貨ペア、同一決済日、売買同額取引の対価側売買価額の相殺による決済方法で、お客さまによる決済すべき取引（複数）の指定に従い、その売買損益を取引口座に記帳します。
- (2) 「受渡決済」による最終決済とは、通貨の約定総代金の受払いによる決済方法で、お客さまによる受渡決済の指定に従い、お客さまと通貨の受渡を行います。当社は、お客さまが支払通貨価額を取引口座へ入金したことを確認した後、その対価を当該取引口座に振込むものとします。そのため、お客さまは受渡決済の指示に先立ち取引口座へお客さまの支払通貨価額をご入金いただく必要があります。受渡決済の注文は、その発注後、如何なる場合にも取消すことはできません。また、お客さまの支払が遅延したことによって費用が当社に生じた場合には、お客さまはその費用を負担し、当社の請求に応じて都度お支払いいただきます。ただし、当社の故意または重過失に起因するものを除きます。
- (3) お客さまによる最終決済の指定は、原則として決済日より2営業日前の当社取引終了時までに行うものとします。なお、決済日は、取引の対象となる通貨ペアの決済を行う金融機関の休日および／または米国東部の銀行休日を勘案し、当社の裁量により決定されます。

(4) お客さまから最終決済の指定のない取引については、当社は本約款第3条に則り決済日の更新を行います。

第3条 (決済日・ロールオーバー)

最終決済の指定のない取引については、お客さまの計算において決済日とその翌営業日に更新するための手続き(以下「ロールオーバー取引」という)を当社の裁量で行うものとします。

2. ロールオーバー取引への適用レートについては、対象通貨の金利差等の市場条件を参考にして当社が指定するレートを適用するものとします。
3. ロールオーバー取引の約定日は、当初取引の決済日(当初取引以降においては、その更新されたロールオーバー取引による更新後の新決済日)の前営業日(ただし、米ドル/カナダの場合は、当初取引の決済日(当初取引以降においては、その更新されたロールオーバー取引による更新後の新決済日))とします。また、当該取引の結果生じたスワップポイントの損益(ロールオーバー損益)は、決済日の都度、お客さまの取引口座への入出金記帳により清算するものとします。
4. 前項のロールオーバー取引の決済日は、ロールオーバー取引の対象となる通貨ペアの決済場所での銀行休日および/または米国東部の銀行休日を勘案し決定されますが、これらの銀行休日は変更となる場合があり、かかる場合には、ロールオーバー取引の約定日も変更されることがあります。

第4条 (売買注文の受付およびシステム使用)

インターネット取引システム等(以下、「取引システム」という)を利用する場合は、お客さまが入力したユーザーIDとパスワードの組み合わせが当社の管理するユーザーIDとパスワードの組み合わせと一致した場合、また電話取引の場合は、お客さまが口頭で伝えた登録顧客氏名と取引口座番号の組み合わせが当社の管理する登録顧客氏名と取引口座番号の組み合わせと一致し、かつ当社の指定する方法で本人確認が出来た場合に限り、お客さまは注文が行えるものとします。

2. お客さまの注文は、取引システムの場合は、当社がその入力内容を受信した時点で注文を受け付けたものとします。また、電話による注文の場合は、当社がお客さまの発注内容の受付確認を口頭で行った時点で注文を受け付けたものとします。
3. お客さまの手違いにより約定した注文については、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 当社は、当社が提示した外国為替レートが実勢レートと大幅にかつ明白に乖離していたレート(以下、「異常レート」という)であると判断した場合、お客さまに事前に通知することなく、当該異常レートに起因するお客さまの注文の執行・約定を行わず、および/または約定した取引を取消できるものとします。また、係る処理については、当社の合理的な裁量に基づいて行うものとし、お客さまは予めそれに同意するものとします。
5. お客さまのユーザーID、パスワードおよび取引口座はお客さま自身に限り使用することができ、お客さまは第三者に貸与または譲渡することはできないものとします。お客さまが、これらを第三者に貸与または譲渡された場合、または、不注意、盗難、窃取、詐欺、通信の傍受または盗聴等によりこれらが第三者に漏洩した場合等により、第三者が注文または指示を行った場合には、当該注文はお客さま自身による注文または指示として扱われるものとし、これに起因して生じた結果については、事情の如何を問わず、すべてお客さまが責を負うものとします。
6. あらかじめ取引システムを利用するための機器または回線等をお客さまの責任において準備することとし、取引システムの全体または一部分を、コピー、改造、リバース・エンジニアリング、デコンパイル、ディスクアSEMBル、または変更しないものとします。

第5条 (注文の指示)

注文は以下の項目を、必要に応じお客さまが指示するものとします。

- (1) 通貨ペア
- (2) 売買の別
- (3) 新規・決済の別
- (4) 注文数量
- (5) 注文の種類、および関連する事項
- (6) 注文レート
- (7) 注文の有効期限
- (8) その他、お客さまの指示によることとされている事項

第6条（注文の受付）

注文の受付は、当社が各「取引規定等」に定めた時間内に行うものとします。

2. 当社は、経済情勢や市場慣行等の変化を鑑み、前項に係る時間を原則として通貨ペアごとに設定および変更できるものとします。なお、その詳細は各「取引規定等」に定めることとし、変更の場合は本約款第28条に準じお客さま宛に通知するものとします。

第7条（日付処理）

成立した取引の約定日は、お客さまの注文に係る取引の成立を当社が確認した日とします。

2. 前項に規定する約定日は、原則として、米国東部における取引終了時を基準とし、当日の米国東部時間午後05:00から翌日の米国東部時間午後05:00迄を1日として処理するものとします。ただし、月曜日は東京時間午前07:00以降の約定が同日の約定となるものとします。
3. 当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係からお客さまの注文に係る約定日が日本時間における日付と異なる場合があることに、お客さまは予め同意するものとします。

第8条（取引証拠金の取扱）

取引証拠金の取扱については、第1条および第9条、ならびに各「取引規定等」による他、本項各号の定めによるものとします。

- (1) お客さまからお預かりする取引証拠金には、利息が付かないものとします。
- (2) お客さまが当社に預託する取引証拠金については、お客さまは当社の定める方法により、取引口座にこれを預託するものとします。
- (3) お客さまが預託した取引証拠金については、当社は金商法第37条の5に則った取引証拠金の受領に係る書面を発行し、当社の定める方法でお客さまに交付するものとします。
- (4) 取引口座への取引証拠金の入金については、お客さまご本人が当社指定の金融機関口座への送金振込により行うものとします。取引証拠金として受入可能な通貨は、各「取引規定等」に定める日本円または外貨とします。
- (5) 取引口座から取引証拠金の出金については、当社はお客さまが送金受取口座としてあらかじめ指定した金融機関口座へ送金振込により行うものとします。お客さまへの送金振込については、原則として、各「取引規定等」に定める期間内に行うものとします。なお、お客さまが送金受取口座として指定できる金融機関は、日本国内に開設の口座に限り設定することができ、各通貨につきそれぞれ1口座まで指定することができます。なお、当社は、出金に係る手続きを、銀行法第15条第1項に規定された休日には行わないものとします。
- (6) お客さまの取引口座において発生した債務に対し不足金が生じた場合、その債務の弁済は、お客さまが当社に有する他のいずれの口座からも充当できるものとします。

第9条（証拠金率）

お客さまは、当社が各「取引規定等」に定める「証拠金率」により計算した必要証拠金以上の金額を、取

引証拠金として、取引を行うに先立ち当社に預託するものとします。

2. 当社は各「取引規定等」に定める「証拠金率」により計算した維持証拠金以上の金額を、第2条第1項第4号に規定する「最終決済の指定のない取引」につき徴求するものとします。
3. 両建取引における証拠金は、各通貨ペアの売建玉の合計と買建玉の合計とを比較し、建玉の合計の多い方に対して証拠金を算出するものとします。
4. 当社は、経済情勢等の変化に伴い、その裁量により証拠金率を変更できるものとし、これを変更したときは、本約款第2条で規定する最終決済の指定のない建玉の証拠金に対しても、原則として即時変更後の証拠金率を適用できるものとします。

第10条（建玉の保有制限）

お客さまの建玉の保有は、各「取引規定等」で規定された範囲内とします。

第11条（取引報告書等の交付）

日次または月次の取引報告書および残高報告書を、取引の約定日および決済日ならびにお客さまが預託した現金の額が変動した日付、または毎月の最終営業日に係る日付で交付します。

2. 各通貨の金額を当該通貨以外の通貨により表示する換算レートには、対象通貨の金利差等の市場条件を参考にして当社の指定するレートを用いるものとします。ただし、米国の祝日等の場合は、当社の裁量により、合理的な数値を換算レートに用いるものとします。
3. 取引報告書および残高報告書の記載項目は、金商法に定めるところによりますが、その他の記載項目あるいは様式は、その使用目的、法令を阻害しない範囲内で当社の裁量により変更できるものとします。
4. 当社からお客さまへの通知書や報告書の内容は、当社がお客さまの閲覧に供した後、お客さまは速やかにご確認いただくものとします。特に、本条第1項に定める日次の取引報告書および残高報告書の内容は、その報告書の対象となる営業日の翌営業日までに当社に対し、照会または異議の申し立て等がない場合、その内容につきお客さまがご了承いただいたものとみなします。

第12条（取引条件の変更）

天変地異、戦争、政変、同盟罷業、外貨事情・市場の急変等やむを得ないと認められる事由により当社が個別の取引条件に関し合理的な変更を行なった場合には、お客さまはその措置に従うものとします。

第13条（諸料金等）

お客さまは、当社に対し、当社が各「取引規定等」に定める手数料を支払うものとします。また、手数料は当社の裁量で随時変更できるものとし、変更のあった場合には第28条に準じお客さま宛に通知するものとします。

2. お客さまが負担すべき公租公課、その他の賦課金、および当社所定の手数料を当社が代わりに負担する場合には、当社がその請求を行い次第、当社の定める期限および方法により、お客さまは支払うものとします。
3. 前項に関わらず、当社がお客さまに対し当該お客さまの指示により例外的な取扱いを行った場合には、当該お客さまは当社が要した費用を負担するものとします。

第14条（期限の利益の喪失）

お客さまについて本項各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても当社に対する債務について期限の利益を当然失い、直ちに債務を弁済するものとします。

- （1）支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき。ただし、申立人が誰であるかを問わない。
- （2）手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- （3）お客さまの取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押または差

押の命令または通知が発送されたとき。

- (4) お客様の取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押または競売手続きの開始があったとき。
- (5) 外国の法令に基づく上記各号のいずれかに相当または類する事由に該当したとき。
- (6) 死亡したとき。
- (7) 心身機能の重度な低下により、取引の継続が著しく困難または不可能となったとき。
- (8) 住所変更の届出を怠る等お客様の責めに帰すべき事由によって、お客様の所在が不明となったとき。

第 15 条 (本人確認)

取引口座の開設にあたっては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係諸法令（以下、「犯罪収益移転防止法等」という）所定の方法により、本人確認を行います。

2. 取引口座の開設後、犯罪収益移転防止法等所定の本人確認が必要な場合、または当社が必要と判断した場合、当社はお客さまに対し、再度当社が指定する本人確認書類の提出を請求いたします。この提出がなされない場合、当社はその裁量により当該お客様の取引を制限することができるものとします。

第 16 条 (解約)

お客様が、本項各号のいずれかに該当する場合、当社は本約款に基づく契約を解約できるものとします。

- (1) お客様が当社に対し当社との取引の解約を申し入れたとき、または当社がお客さまに対しお客さまとの取引の解約の申し出をしたとき。
- (2) 第 32 条に定める本約款の変更にお客さまが同意しないとき。
2. お客様が、本項各号のいずれかに該当する場合、または本約款第 14 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合、当社はお客さまに事前に通告することなく、直ちに取引を停止し、本約款に基づく契約は解約できるものとします。
 - (1) 取引口座の名義人が存在しないことが明らかとなったとき、または、取引口座の名義人の意思によらず取引口座開設されたことが明らかとなったとき。
 - (2) 取引口座開設時の届出内容に虚偽があることが明らかになったとき、または、取引口座開設時の提出資料が真正でないことが判明したとき。
 - (3) お客様の取引口座が法令や公序良俗に反する行為に利用されたとき、または、その恐れがあると認められるとき。
 - (4) 第 15 条第 2 項に基づき、当社がお客さまに再度の本人確認書類の提出を求めたにも拘わらず、その提出がなされないとき（当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客さまお届けの住所へ発送した提出を求める通知書が不着となり当社に返送された場合、および／またはお届けの電話番号等への連絡が取れない場合等を含みます）。
 - (5) お客様の当社に対する債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。
 - (6) お客様の当社に対する債務のみならず、お客さまが債権者に対して差し入れている担保の目的物について、差押または競売手続きの開始があったとき。なお、外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合も含むものとします。
 - (7) いずれかの通貨の取引証拠金が残高不足となったとき。
 - (8) お客様が次のイ乃至へのいずれかに該当したと当社が合理的に判断したとき。
 - イ. 暴力団
 - ロ. 暴力団員

- ハ. 暴力団準構成員
 - ニ. 暴力団関係企業
 - ホ. 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等
 - ヘ. イ乃至ホに準ずる反社会的勢力であると当社が認める者
- (9) お客さまが当社との取引または取引に関する連絡等において、自ら、または第三者を利用して脅迫的・威迫的な言動をし、もしくは暴力を用いたとき、当社を困惑させる目的で明らかに不合理な要求を繰り返したとき、または風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害したとき、その他のこれらに類する行為・言動をされたとき。
 - (10) お客さまが、当社が提供する取引システム（プログラム等を含む。）または取引システムを利用するための機器・回線（システム機器、通信機器、端末機器、接続回線を含む。）等の利用にあたり、取引システム以外のツールを用いた場合を含め、本約款および「取引規定等」で当社が想定している以外の方法を用いたと当社が判断したとき、または取引システムでは通常実行できないような方法を行ったと当社が判断したとき。
 - (11) お客さまが、当社のウェブサイト、取引システム等に何らかの負荷を与える等、当社の業務の運営もしくは維持に支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為を行ったと当社が判断したとき。
 - (12) 方法の如何にかかわらず、お客さまの注文が、市場もしくは当社の公正な価格形成、他のお客さまの取引、当社のカバー取引、または当社の取引システム等に悪影響を及ぼすと当社が判断したとき。
 - (13) お客さまによる当社との取引にかかる価格等の情報の取得方法または利用方法が不適切であると当社が判断したとき。
 - (14) お客さまが本約款または「取引規定等」に違反したと当社が合理的に判断したとき。
 - (15) 前各号の他、当社がお客さまとの取引を継続することが不適切であると当社が判断したとき。

第 17 条（当社による清算）

第 16 条の事由により解約となる場合は、本項各号に定める事項をもって当社とお客さまの契約は解除されるものとします。

- (1) お客さまが第 16 条のいずれかに該当し、期限の利益を喪失したと認められる場合、当社はお客さまに事前に通知することなく当社の裁量で、お客さまが当社との間で行っているすべての取引につき、お客さまの計算において最終決済を行うことについて、お客さまは異議を述べないものとします。
- (2) 前号の最終決済を行った結果、お客さまが預託された証拠金以上の損失が生じた場合には、お客さまは当社にその額に相当する金銭を当社からの催告なくして直ちに支払うものとします。
- (3) 解約時においてお客さまの注文に係る未決済勘定が残存する場合、またはお客さまの当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款は引き続き効力を有するものとします。
- (4) 前号の場合において、取引口座に残高があるときの処理方法・処理の時期については、当社の裁量によるものとします。
- (5) 前号に基づく処理をした場合、当社の要した費用はお客さまの負担とし、その清算については、当社は予めお客さまに通知することなく、当社がお客さまに支払うべき債務残高からの差引により清算することができるものとします。

第 18 条（強制ロスカット・強制充当）

お客さまの取引口座が債務超過に陥ったとき、または債務超過に陥る危険が高いと判断されるときには、当社はお客さまの損失の拡大防止を目的として、当社の裁量によりお客さまの未決済建玉の全部をお客さまの計算において最終決済し、またはその時点において未だ約定していないお客さまの注文の全部を当社

の裁量により取り消すことができるものとし、お客さまはこれに異議を述べないものとします（以下、「強制ロスカット」という）。かかる最終決済を行った結果、お客さまに当社に対する債務が生じた場合、お客さまは当社にその額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。

2. 強制ロスカットの発動条件については、各「取引規定等」に規定するものとします。
3. 相場変動により、強制ロスカットの発動条件よりも実勢水準が大きく乖離した場合、お客さまにとって不利な価格により約定する場合があることにお客さまは異議を述べないものとします。
4. お客さまの取引口座が各「取引規定等」に定める水準に陥ったときは、当社はお客さまの債務超過の拡大防止を目的として、取引口座内にある外貨の取引証拠金については円貨を基準に清算できるものとします（以下、「強制充当」という）。
5. 強制充当を行った結果、お客さまに当社に対する債務が生じた場合、お客さまは当社にその額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。

第 19 条（差引計算）

第 14 条、または第 16 条に規定する期限の利益の喪失その他の事由によって、お客さまが当社に対する債務を履行しなければならない場合には、当社はお客さまの債務とお客さまが当社に対して有する債権を、その履行期限にかかわらず相殺することができるものとします。

2. 前項の相殺を行う場合には、当社は事前に通知することなく、当社の裁量により、お客さまに代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。
3. 前項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、本約款第 21 条に準じるものとします。また差引計算を行う際に、債権および債務の支払通貨が異なるときに適用する換算レートについては、当社指定の換算レートを適用するものとします。

第 20 条（取引証拠金等の処分）

お客さまが本約款に基づき当社に差し入れる取引証拠金等はすべて、お客さまが当社に対して負担する全債務を共通に担保するものとします。

2. お客さまが当社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、お客さまの取引証拠金等は、商品種類、取引口座等の実務便宜上の区分に拘らず、その全体を当社がその裁量で処分できるものとし、この場合すべて第 19 条に準じて取り扱われることにお客さまは異議を述べないこととします。
3. お客さまの当社に対する債務の弁済または第 19 条による差引計算を行う場合、当社の担保物の処分価額がお客さまの債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社が適当と認める順序方法により担保物を充当できるものとし、かかる充当を行った後、お客さまは当社に対する残債の支払義務を負うものとします。

第 21 条（遅延損害金の支払）

お客さまが、当社に対する債務の履行を怠ったときは、お客さまは当社に対し、履行期日の翌日（当該日を含む）より履行の日（当該日を含む）まで、当社の定める率および計算方法による遅延損害金を支払うものとします。

第 22 条（債権譲渡等の禁止）

お客さまが当社に対して有する債権は、第三者に譲渡、質入れまたはその他の処分ができないものとします。

第 23 条（報告）

第 14 条第 1 項各号（ただし第 6 号および第 8 号を除く）および第 16 条第 2 項第 6 号のいずれかの事由が生じた場合には、お客さまは当社に対し、直ちに書面をもってその旨の報告をするものとします。

第 24 条（届出事項の変更）

当社に届け出た氏名もしくは名称、印章もしくは署名鑑、電子メールアドレス、住所、事務所の所在地、連絡先または金融機関口座その他の事項に変更があった場合、お客さまは当社に対し、直ちに当社所定の方法でその旨の届出をするものとします。

第 25 条 (監督官庁等への報告)

お客さまは、当社が法令等に基づき要求される場合、お客さまに事前に通知することなく、お客さまの取引内容等を当社が政府機関等宛てに報告することに異議を述べないものとします。また、お客さまは当社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力する義務を負うものとします。

2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関し、お客さまに発生した費用、およびお客さまに発生した一切の損害については、当社は免責されるものとします。

第 26 条 (免責事項)

以下の各号に掲げる事由によりお客さまが被る損害について、当社は免責されるものとします。

- (1) 本約款第 1 2 条に定める事由により取引の執行、現物の受渡、金銭の授受、預託の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害。
- (2) 外国為替市場の閉鎖・休場規則の変更等の事由により当社が注文に応じ得なかったことにより生じた損害。
- (3) 国内の休日または当社の取引時間外のために、お客さまの注文に当社が応じ得ないことにより生じる損害。
- (4) 電信、インターネット、電話回線、携帯電話設備もしくは郵便等の通信手段における誤謬または遅延等、お客さまのコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、携帯端末等の故障または誤作動、市場関係者もしくは第三者が提供するシステム、ソフトウェア等の故障または誤作動、通信回線のトラブル等、取引に関係する一切のシステムに係る障害その他の当社の責めに帰すべからざる事由により生じた損害および損失ならびに当社の故意または重大な過失によらない当社のコンピューターシステム、ソフトウェア等の故障および誤作動により生じた損害および損失。
- (5) 通信回線及び通信機器、システム機器等の瑕疵又は障害(天変地異等の不可抗力によるものを含む。)、通信速度の低下、混雑による情報伝達の遅延、コンピュータウイルスや第三者による妨害、侵入、情報改変等により生じた損害又は損失。
- (6) 当社の推奨環境ではない状態で、取引を行ったことによる損害又は損失。
- (7) 当社が提示する外国為替レートが異常レートであったために、お客さまの注文を執行・約定せず、または約定した取引を取消したことにより生じた損害および損失。
- (8) お客さまの誤発注、誤操作により生じる損害又は損失。なお、誤発注、誤操作には、お客さまの錯誤によりシステムの選択を誤ったことに起因する事由も含まれます。
- (9) 所定の書類に使用された印影または署名と届出の印鑑または署名鑑を相当の注意をもって照合し、相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、その他の処理が行なわれたことにより生じた損害。
- (10) その事由の如何を問わず、あらかじめ当社に届け出ているパスワードと入力されたパスワードが一致したことにより行なわれた取引、また電話取引の場合は、お客さまが口頭で伝えた登録顧客氏名と取引口座番号の組み合わせが、当社が管理する登録顧客氏名と取引口座番号の組み合わせと一致し、かつ当社所定の本人確認が出来たことにより行なわれた取引について生じた損害および損失。
- (11) 当社は、当社および第三者が提供するマーケット・外国為替レートの状況および予測等の情報について、その内容の正確性、信頼性、完全性または適時性を一切保証するものではないため、お客さまが、当社および第三者から提供される情報もしくは分析に依拠した結果被る可能性のある直接的損害、間接的損害、派生的損害またはその他一切の損害および損失。

(12) その他、当社の責めに帰すことのできない事由の発生による損害又は損失。

第 27 条 (損害賠償の制限)

当社の責めに帰すべき事由があった場合でも、その事由の如何に関わらず、お客さまの得べかりし利益については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 28 条 (取引条件変更の通知)

本約款または各「取引規定等」において、お客さまと当社との取引に係わる取引条件に重要な変更があるときは、当社は原則としてウェブサイトで公示し、電子メール等で、その内容を通知するものとします。

第 29 条 (取引サービス中止および廃止)

やむを得ない事情がある場合、第 28 条および第 30 条の規定に従った公示およびお客さまに対する事前の通知により、当社はサービスの全部又は一部の提供を中止または廃止することができるものとし、お客さまはこのことをあらかじめ了承するものとします。

2. お客さまは、前項により公示・通知された取引サービスの中止・廃止日までに、すべての取引につき、最終決済を行うことをあらかじめ了承するものとします。
3. お客さまは、当該中止・廃止日までにお客さまの取引について最終決済が行われない場合は、当社の裁量で、お客さまの計算において最終決済を行うことをあらかじめ了承するものとします。

第 30 条 (通知および書類送付)

当社がお客さまに対して取引に係る通知を行う場合またはお客さまに対して取引報告書等の書類を送付する場合には、当社の選択により、お客さまがあらかじめ届け出た住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス等の連絡先のいずれかに通知を行い、または書類もしくは電子情報を送付することができるものとします。

2. お客さまに対する通知、またはお客さまに対して送付した書類が、お客さまの連絡先に係る届出の不備、お客さまの不在その他当社の責めに帰すことのできない事由により延着し、または到達しなかった場合には、当社の行った通知、または当社の送付した書類もしくは電子情報は、通常到達すべきときに到達したものとします。

第 31 条 (クーリングオフ制度)

お客さまは取引を行うにあたり、本約款および各「取引規定等」の内容を十分に理解したうえで、当社に口座設定確認書を提出するものとします。当社は口座設定確認書をもって、お客さまが自己の責任と判断によって取引を行うものとし、取引の性格上クーリングオフは出来ないものとします。また、お客さまはこれに対し異議を述べないものとします。

第 32 条 (本約款の変更)

本約款は関係する法令等が変更される場合、または当社の裁量により、予告なく改定されることがあります。本約款の条項について、当社から諾否の回答期限を定めて合理的な変更の申入れがあった場合において、お客さまが所定の期間中に異議の申出をしなかったときは、お客さまがその変更に同意したものと当社がみなします。

第 33 条 (取引規定)

本約款と取引規定との内容が異なる場合には、取引規定の内容が優先するものとします。

第 34 条 (分離可能性)

本約款のいずれかの条項が無効または違法となった場合にも、その無効または違法は本約款の他の条項に影響せず、本約款の他の条項はすべて全面的に有効性があるものとします。

第 35 条 (適用法)

本約款は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。

第 36 条 (合意管轄)

お客様の取引に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的な裁判管轄に服するものとします。

発効日 2002 年 04 月 01 日
改定日 2004 年 04 月 19 日
改定日 2006 年 02 月 20 日
改定日 2007 年 09 月 30 日
改定日 2007 年 12 月 03 日
改定日 2008 年 08 月 11 日
改定日 2009 年 03 月 16 日
改定日 2010 年 07 月 26 日
改定日 2012 年 04 月 02 日
改定日 2012 年 10 月 01 日
改定日 2012 年 11 月 05 日
改定日 2013 年 01 月 21 日
改定日 2014 年 12 月 15 日